

ID: 171

担当部署: 企画部 市長公室 市民参画・協働推進課

処分の概要	使用料の減免		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市立地区集会所の設置及び管理に関する条例 第10条		
例 規 番 号	昭和40年条例第14号		
【根拠条文】 (使用料の減免) 第10条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。 【基準】 根拠条文及び芦屋市立地区集会所の設置及び管理に関する条例施行規則第7条の規定による。 (使用料の減免) 第7条 条例第10条の規定による使用料の減免は、次の各号に定めるところによる。 (1) 全額免除とする場合 ア 芦屋市が主催する行事に使用するとき。 イ 地域住民で組織した公共的団体のうち、市長が指定した団体(以下「集会所指定団体」という。)が地域活動を目的とした行事に使用するとき。 ウ 市長が特に必要と認めたとき。 (2) 30パーセントを減額する場合 ア 芦屋市が共催する行事に使用するとき。 イ 市民会館指定団体が公共目的のため使用するとき。 ウ 社会教育関係登録団体が社会教育に関する事業のために使用するとき。 エ 芦屋市福祉センターの管理に関する条例施行規則(平成22年芦屋市規則第34号)第6条第1項に規定する福祉団体が福祉に関する事業のために使用するとき。 オ 市内に所在する国及び地方公共団体の機関が直接公共のために使用するとき。 2 前項の減免を受けようとする者は、使用許可申請書の該当欄に必要事項を記入するとともに、同項第2号イ、ウ又はエにあつては、使用者は、管理者の求めに応じ、同号イ、ウ又はエに規定する団体であることを証する書類等を提示しなければならない。			
標準処理期間	14日		
備考			
設 定 年 月 日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日